

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市花見川区宮野木台四丁目18番2

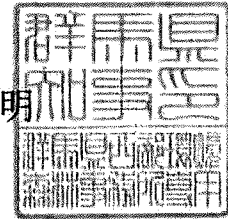
氏 名 株式会社京葉クリーンセンター

代表取締役 花島正明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 2月 25日

許可の有効期限 平成 35年 2月 24日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②廃プラスチック類、③紙くず、④木くず、⑤繊維くず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類、⑨ばいじん（以上9種類）

※②については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 20年 2月 25日 新規許可

平成 25年 2月 25日 更新許可

平成 30年 2月 25日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

